

次期通常国会における提出予定法案等（総務省）

I 提出予定等（※は予算関連法案）

（日切れ等）

○地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案

（補正予算関連）

※○地方税法等の一部を改正する法律案

※○地方交付税法等の一部を改正する法律案

} 一括審議希望

※○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

○市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案

（その他）

※○独立行政法人通則法の一部を改正する法律案

○高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案

○地方自治法の一部を改正する法律案

○放送法等の一部を改正する法律案

II 検討中

○永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案（仮称）

III その他

○平成22年度NHK予算案（承認案件：日切れ扱い）

次期通常国会提出予定法案（総務省）

総計9件（うち※4件、その他5件）

予算 関連	件 名	要 旨
	地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案	地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成21年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずる。
※	地方税法等の一部を改正する法律案	現下の社会・経済情勢を踏まえ、個人住民税における扶養控除の見直し、地方のたばこ税の税率の引上げ、燃料課税及び車体課税の見直し、地方税における税負担軽減措置の適用状況等の透明化を図るための措置の導入等を行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化を行う。
※	地方交付税法等の一部を改正する法律案	地方団体の必要とする行政経費の財源を適切に措置するため、地方交付税の総額について改正を行うとともに、地方交付税の算定方法の改正等を行う。
※	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案	都道府県及び市区町村の選挙管理委員会が管理する国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費に関し、最近における公務員の給与改定、物価変動等を勘案して経費の基準額を改定する。
	市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律案	自主的な市町村の合併が引き続き円滑に行われるよう市町村の合併の特例等に関する法律の期限を10年間延長するとともに、市町村の合併が相当程度進捗していること等にかんがみ都道府県等の積極的な関与による市町村の合併の推進を定めている規定を廃止する。

※	<p>独立行政法人通則法の一部を改正する法律案</p> <p>高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の一部を改正する法律案</p> <p>地方自治法の一部を改正する法律案</p> <p>放送法等の一部を改正する法律案</p>	<p>独立行政法人について、その財務基盤の適正化及び国の財政への寄与を図るため、業務の見直し等により不要となった財産の国庫納付を義務付ける等、所要の改正を行う。</p> <p>デジタルテレビジョン放送の送信設備等の整備を引き続き促進するため、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の廃止期限（平成22年12月31日）を延長する。</p> <p>地方公共団体の組織及び運営について、地方分権の推進を図るため、地方議会の議員定数設定の自由化、共同設置が可能な機関の範囲の拡大等の措置を講ずるとともに、直接請求の制度についてその適正な実施を確保するため必要な改正を行う。</p> <p>通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した規制の整理・合理化を図るため、放送法、電波法及び電気通信事業法について、各種の放送形態に対する規制を統合し、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等、所要の改正を行う。</p>
---	--	---

次期通常国会提出予定法案（検討中、総務省）

総計 1 件

予算 関連	件 名	要 旨
	永住外国人に対する 地方公共団体の議会 の議員及び長の選挙 権の付与に関する法 律案（仮称）	永住外国人に地方公共団体の議会の議員及び長の 選挙権を付与するために必要な措置を講ずる。

地方交付税法及び特別会計に関する法律の 一部を改正する法律案の概要 (平成21年度補正予算関連)

国税5税の減額補正に伴う地方交付税総額の減少については、国の一般会計からの加算により全額補てんする。

(具体的な内容)

国税5税の減額補正に伴う交付税の減	約▲2兆9,500億円
国の一般会計からの加算	約+2兆9,500億円
(内訳)－[国負担分]臨時財政対策加算額	約+1兆4,750億円
－[地方負担分]臨時財政対策債振替加算額	約+1兆4,750億円

※ 緊急経済対策も踏まえ、平成21年度の地方交付税の減少を防ぎ、地方公共団体が取り組む様々な事業に財政面で支障が生じないように措置したものを。

※ 当初予算の地方財政対策が折半ルールであったことを踏まえ、臨時財政対策債振替加算額(約1兆4,750億円)については、平成28年度～平成42年度の地方交付税の法定加算額等の範囲内で減額する。

(参考)

地方交付税の原資である国税5税(所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税)の減額補正 約▲8兆9,500億円

施行期日 公布の日

地方税法等の一部を改正する法律案の概要

1 個人住民税の扶養控除

- 16歳未満の扶養親族に係る扶養控除（33万円）を廃止。
- 16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分（12万円）を廃止し、扶養控除の額を33万円とする。
- なお、19歳以上23歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除（45万円）及び23歳以上70歳未満の扶養親族に係る扶養控除（33万円）については、現行どおり。

2 自動車関連諸税の税率等

◎ 燃料課税

- 軽油引取税について、現行の10年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、現在の税率水準を維持。
- 原油価格の異常な高騰が続いた場合には、本則税率を上回る部分の課税を停止するような法的措置を創設。

◎ 車体課税

- 自動車取得税について、現行の10年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、現在の税率水準を維持。
- 自動車重量税（国税）の税率の引下げに伴い地方に減収が生じないよう、自動車重量譲与税の譲与割合を3分の1から1,000分の407に引上げ。

3 たばこ税の税率

地方たばこ税の税率を次のように引き上げる(平成22年10月1日から)。

		(現行)		(改正案)	
道府県たばこ税	1,000本につき	1,074円	→	1,504円	
市町村たばこ税	1,000本につき	3,298円	→	4,618円	
合計	1,000本につき	4,372円	→	6,122円	(+1,750円)

4 税負担軽減措置等の見直し等

◎ 地方税における税負担軽減措置等の見直し

納税者の視点に立って、公平で分かりやすい仕組みを構築する観点から、固定資産税、不動産取得税等を中心に見直し。

- ・ 全体の件数 286項目
- ・ うち 今回見直しの対象としたもの 90項目
 - 〔 21年度末期限到来 76項目 〕
 - 〔 その他 14項目 〕
- ・ 見直し結果
 - 拡充: 6項目 単純延長等: 27項目
 - 縮減: 10項目 廃止(サンセット含む): 47項目

◎ 地方税における税負担軽減措置等の透明化

地方税における税負担軽減措置等の適用実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、適用実態を把握し、その結果を国会へ報告する。

施行期日 平成22年4月1日

地方交付税法等の一部を改正する法律案の概要 (平成22年度当初予算関連法案)

I 平成22年度分の地方交付税等の増額確保と算定内容の改正等

○ 地方交付税の1.1兆円増額

区分	平成22年度	平成21年度	差額
地方交付税	16兆8,935億円	15兆8,202億円	+1兆 733億円
実質的な地方交付税	24兆6,004億円	20兆9,688億円	+3兆6,316億円

※ 実質的な地方交付税＝地方交付税＋臨時財政対策債

○ 普通交付税等の算定内容を改正

- ・ 平成22年度の普通交付税の基礎となる単位費用の額を改正
- ・ 臨時財政対策債の発行期限を延長するとともに、その発行可能額の算出方法を見直し

○ 地方特例交付金の拡充等

- ・ 平成21年度の住宅ローン減税拡充に伴う減収補てん特例交付金の拡充
- ・ 平成22年度の子ども手当創設等に伴い、児童手当特例交付金について所要の措置

II 補償金免除繰上償還措置の延長

地方公共団体が借り入れた旧資金運用部資金等の公的資金の補償金免除繰上償還措置を平成24年度まで延長

III その他

公営競技納付金制度を平成27年度まで延長

施行期日 平成22年 4月 1日

平成 22 年度地方財政対策のポイント

総務省自治財政局
平成21年12月25日

地方交付税の 1.1 兆円増額

- 地方が自由に使える財源を増やすため、地方交付税総額を配分される出口ベースで 1.1 兆円増額

※ 地方交付税の 1 兆円以上の増額は平成 11 年度以来 11 年ぶり

公債費負担の軽減

- 平成 22 年度から3年間で、1.1 兆円規模の公的資金の補償金免除繰上償還を実施することにより、地方公共団体の公債費負担を 2,400 億円程度軽減(推計値)

地方交付税及び一般財源総額を増額確保

- 地方交付税 **16.9 兆円**(前年度比 +1.1 兆円)

- ・ 法定率分等 7.5 兆円
- ・ 国の一般会計加算等(既定ルールによる補てん) 8.4 兆円
- ・ 別枠加算 1.0 兆円

※ 地方交付税の 1 兆円以上の増額は平成 11 年度以来 11 年ぶり

- 実質的な地方交付税 **24.6 兆円**(前年度比 +3.6 兆円)

- ・ 臨時財政対策債 7.7 兆円(" +2.6 兆円)

※ 実質的な地方交付税 24.6 兆円は過去最高(今までは⑮23.9 兆円が最高)

- 一般財源 **59.4 兆円**(前年度比 +0.3 兆円)

※ 一般財源(水準超経費除き)の総額は対前年度比+1.0 兆円

- ・ 地方税 32.5 兆円(" △3.7 兆円)
- ・ 実質的な地方交付税 24.6 兆円(" +3.6 兆円)
- ・ その他 2.3 兆円(" +0.4 兆円)

- 地方一般歳出 **66.3 兆円**(前年度比 +0.1 兆円)

※ 地方一般歳出の増は3年連続

※ 地域活性化・雇用等臨時特例費(仮称)の創設(1.0 兆円)

※ 人事院勧告に伴う給与関係経費の減(対前年度△0.4 兆円)等の歳出の見直しを行った上で、対前年度増額を実現

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する 法律の一部を改正する法律案の概要

1 改正の趣旨

国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの現行の基準について、最近における公務員給与の改定、諸物価の変動及び地方公共団体における選挙執行の状況等を踏まえ、投票所経費、開票所経費等について所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

- (1) 最近における公務員給与の改定及び地方公共団体における選挙執行の状況等を踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費等の基準額について、その積算基礎である超過勤務手当費等を実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定すること。
- (2) 最近における物価の変動等を踏まえ、選挙公報発行費及びポスター掲示場費等の基準額について、その積算基礎である労務賃等を実情に即するよう見直し、これらの基準額を改定すること。
- (3) 施行は公布の日からとすること。

市町村の合併の特例等に関する法律の一部を 改正する法律案の概要

《背景》

- 平成11年以来、全国的に市町村合併が積極的に推進されてきた結果、市町村数は3,232(平成11年3月31日現在)から1,730(平成22年3月31日見込み)まで減少。
- 平成11年以来の全国的な合併推進運動については、10年が経過していること、これまでの経緯や市町村を取り巻く状況を踏まえ、現行合併特例法期限である平成22年3月31日までで一区切り。
- その上で、引き続き行財政基盤強化のため自主的に合併を選択する市町村を支援。



《改正のポイント》

- ① 国、都道府県による積極的な関与等の合併推進のための措置を廃止
- ② 自主的な市町村合併が引き続き円滑に行われるよう障害除去を中心とした内容に改正の上、10年間延長

《改正概要》

① 推進のための措置 ⇒ 廃止

- 目的規定の「合併の推進」を「合併の円滑化」に改正
- 合併推進に向けた国、都道府県による積極的な関与の廃止
 - ・ 総務大臣による市町村の合併の推進に関する基本指針
 - ・ 都道府県による市町村の合併の推進に関する構想、合併協議会設置の勧告
- 三万市特例(合併する場合には、市となる人口の要件を5万人から3万人に緩和する特例)の廃止

② 障害除去のための措置 ⇒ 存置

- 議会の議員の定数又は在任に関する特例
- 地方税に関する特例
- 合併算定替

《施行期日》

平成22年4月1日

独立行政法人通則法の一部を改正する法律案の概要

総務省

背景

独立行政法人整理合理化計画や行政刷新会議ワーキンググループの「事業仕分け」等により、**独立行政法人の保有資産の見直しが進展**。

改正目的

独立行政法人について、業務の見直し等により不要となった財産の国庫納付を義務付けることにより、**その財務基盤の適正化及び国の財政への寄与を図る**。

改正事項

1. 独立行政法人通則法の改正

- 不要財産の処分及びその処分計画の中期計画への記載を義務付け
- 政府出資に係る不要財産について、国庫への返納又は売却収入の納付、これに伴う減資等を規定
- 民間出資等に係る不要財産について、払戻手続等を規定

2. 関係法律の整備等

- 独立行政法人個別法における、上記通則法の改正による出資持分の払戻し禁止規定の改正等、関係法律の規定の整備等を行う。(※30本超の法律を改正する見込み)

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法 の一部を改正する法律案の概要

デジタルテレビジョン放送の送信設備等の整備を引き続き促進するため、高テレ法附則第2条において平成22年12月31日とされている当該法律の廃止期限を、平成27年3月31日まで延長する。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法の概要

施設整備事業

高度テレビジョン放送施設整備事業

番組制作設備、デジタル伝送装置、デジタル送受信装置

施設整備事業の実施に関する基本的な指針(第3条)

総務大臣による実施計画の認定(第4条)
(実施計画の変更の認定(第5条))

認定を受けた
高度テレビジョン放送施設整備事業

債務保証
(第6条1項)

固定資産税・不動産取得税の課税標準の軽減
(地方税法)

(注)税制優遇措置は、地方税法において措置

地方自治法の一部を改正する法律案の概要

【概要】

(1) 地方分権の推進を図るための措置

① 議員定数の法定上限の撤廃

地方公共団体の議会の自主性・自律性を拡大するため、県議会及び市町村議会の議員定数について、上限数を人口に応じて定めている規定を撤廃する。

② 議決事件の範囲の拡大

議会機能を充実・強化するため、法定受託事務に係る事件についても条例で議会の議決事件として定めることができることとする。

③ 行政機関等の共同設置

効率的な行政運営や小規模市町村の事務の補完を可能とするため、保健所その他の行政機関、地方公共団体の長の内部組織、委員会又は委員の事務局等について共同設置を行うことができることとする。

④ 全部事務組合等の廃止

特別地方公共団体のうち、全部事務組合、役場事務組合及び地方開発事業団について、長期にわたって設立の事例がなく今後存置する意義がないと見込まれることから、廃止する。

⑤ 地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止

地方公共団体の自主性・自律性がより発揮されるようにするため、地方分権改革推進計画に基づき、次に掲げる義務を撤廃する。

- ・ 財産区の財産処分等の協議義務
- ・ 内部組織条例の届出義務
- ・ 市町村基本構想の策定義務
- ・ 予算・決算の報告義務
- ・ 広域連合の広域計画の公表・提出義務
- ・ 条例の制定改廃の報告義務

(2) 直接請求制度の改正

① 直接請求代表者の資格制限の創設

平成 21 年 11 月 18 日の最高裁判決[※]を受け、直接請求について、請求手続における請求代表者の資格制限を設ける。

※ 地方自治法施行令の各規定のうち、公職選挙法の規定を準用することにより請求代表者の資格を制限している部分は、その資格制限が請求手続にまで及ぼされる限りで無効であると判示したものの。

② 署名に関する罰則の追加

直接請求のための署名の自由と公正を確保するため、地位を利用して署名運動をした公務員等に対する罰則を新たに設ける。

放送法等の一部を改正する法律案の概要

通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した規制の整理・合理化を図るため、放送法、電波法及び電気通信事業法について、各種の放送形態に対する規制を統合し、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等、所要の改正を行う。

1 放送関連四法の統合及び規制の合理化

背景

○ デジタル化、ブロードバンド化の進展による通信・放送の新たなサービスの可能性

改正事項

- ① 現行の放送関連四法（放送法、有線テレビジョン放送法、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律及び電気通信役務利用放送法）を放送法に統合し、次のように参入規制の整理・統合を行う。
 - ・ 有線テレビジョン放送、有線ラジオ放送及び電気通信役務利用放送について、設備の共通化が進んでいることにかんがみ、現在、許可、登録等となっている参入規制を見直し、登録を原則とする制度に統合
 - ・ 地上放送について、無線局の運用（ハード）と放送の業務（ソフト）を分離することを希望する者のために無線局の「免許」と放送の業務の「認定」に手続を分離する制度を設けるとともに、ハード・ソフト一致を希望する者のためには「免許」のみで足りる現行の制度も併存させる。
- ② マスメディア集中排除原則の基本的な部分を法定化する一方、民放ローカル局の経営実態にかんがみ、出資上限を緩和する。

2 電波をより自由に利用するための制度の整備

背景

○ デジタル化、ブロードバンド化の進展による通信・放送の相互参入の可能性

改正事項

放送の無線局が空き時間帯を利用した通信を行うことが技術的に可能となっていることにかんがみ、放送と通信とを一本の免許の下で行うことができるよう、免許に関する規定を改正

3 その他

改正事項

有線放送電話の新規需要が見込まれなくなっていることにかんがみ、有線放送電話に関する法律を電気通信事業法に統合